

福井県内社会福祉法人連携事業推進協議会 会則（案）

第 1 章 総 則

（名 称）

第1条 この会は、福井県内社会福祉法人連携事業推進協議会（以下「本会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 本会は、社会福祉法第24条2項の規定による社会福祉法人の責務として求められる「地域における公益的な取組」として、福井県内の社会福祉法人が連携・協働し、地域住民が抱える福祉課題の解決に向けた事業を行うことにより、社会福祉法人の使命や役割を果たすことを目的とする。

（事 業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）生活困難者に対する相談支援に関すること
- （2）その他目的達成に必要なこと

2 前項に規定する事業は、会員の協働の事業として実施するものとする。

第 2 章 会 員

（会 員）

第4条 本会の会員は、本県内に所在する社会福祉法人であって、本会の趣旨に賛同し入会申込をし、第11条に規定する事業推進委員会の同意を得たものとする。但し、本会の趣旨に賛同し入会を希望する本県外に所在する社会福祉法人が経営する県内の社会福祉施設を除外するものではない。

2 会員は、本会事業の実施にあたり、相互に協働して取組むとともに、他の社会福祉法人、関係行政機関、関係団体等との連携に努めるものとする。

（会 費）

第5条 会員は、別表に定める会費を納入しなければならない。

2 会員が退会し、又は除名された場合には、すでに納入された会費は返還しない。

（退 会）

第6条 会員が本会を退会しようとするときは、その理由を明らかにして、会長に書面をもってその旨を届け出なければならない。

（除 名）

第7条 会員が本会の社会的信用を著しく害したときは、総会の議決を経て除名することができる。

第 3 章 役 員

(役員定数及び選任)

第 8 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 事業推進委員 6 名
 - (2) 監事 2 名
- 2 本会に会長 1 名、副会長 1 名を置き、事業推進委員の互選によりこれを定める。
 - 3 事業推進委員は、総会において互選する。
 - 4 監事は、総会において選任する。

(職 務)

第 9 条 会長は、本会の業務を総括し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。
- 3 事業推進委員は、事業推進委員会を組織し、総会で議決した業務を執行する。
- 4 監事は、本会の事業及び会計を監査し、総会に報告する。

(任 期)

第 10 条 本会の役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまではなおその職務を行う。

(事業推進委員会)

第 11 条 事業推進委員会は、次の業務を執行する。

- (1) 事業計画の立案及び予算の執行に関する事項
 - (2) 総会に付議する事項又は総会により付託された事項
 - (3) 会員の資格審査に関する事項
- 2 事業推進委員会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

第 4 章 総 会

(総 会)

第 12 条 総会は、毎年 1 回以上会長が招集し、これを開催する。

- 2 総会は、すべての会員をもって構成する。
- 3 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画及び予算に関する事項
 - (2) 事業報告及び決算に関する事項
 - (3) 会則の制定及び改廃に関する事項
 - (4) 解散
 - (5) その他会長が付議した事項
- 4 総会は、会員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 5 議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、代理者にその

権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

7 総会の議長は、その都度会員の中から選出する。

第 5 章 会 計

(会 計)

第 13 条 本会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 14 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 庶 務

(事務局)

第 15 条 本会の事務局を 社会福祉法人福井県社会福祉協議会 に置く。

附 則

この会則は、平成●年●月●日から施行する。

[別表]

年会費

区分	年会費
前年度の事業活動収入額が 10 億円以上	500,000 円
前年度の事業活動収入額が 4 億円以上 10 億円未満	200,000 円
前年度の事業活動収入額が 4 億円未満	50,000 円

(注) 但し、本県外に所在する社会福祉法人が経営する県内の社会福祉施設については、本県内に所在する社会福祉施設の拠点区分における事業収入の合計額が該当する区分とする。